

一 般 質 問 通 告 書

令和8年恵庭市議会第2回定例会において次の一般質問を行なうので、会議規則第62条第2項の規定により通告します。

令和8年6月9日

恵庭市議会議員 澁谷 敏 明

恵庭市議会議長 川 原 光 男 様

ページ 3 ~ 1

	一 問 一 答 (有)・無)	質 問 所 要 時 間 (4 0 分)
大 項 目	一般行政について	
小 項 目	質 問 の 要 旨	
ナフサ価格高騰や供給不足による自治体業務への影響について	<p>昨今の中東情勢の緊迫化等の影響により、石油化学製品の原料となるナフサ（粗製ガソリン）価格の高騰や供給不足が続いています。ナフサは、公共工事で使用される配管資材や塗料・防水材など自治体業務に関係する多くの製品の原料となっており、市民生活や行政サービスにも幅広く影響するものと考えています。</p> <p>そこで以下の点について、お伺いします。</p> <p>1. 資材価格高騰や資材不足に起因する本市発注工事への影響について</p>	

	氏 名 澁 谷 敏 明	ペー ジ 3 ~ 2
大 項 目	教育行政について	
小 項 目	質 問 の 要 旨	
本市における特別支援教育について	<p>近年、全国的に特別支援学級や通級指導を利用する児童・生徒が増加しています。</p> <p>これは近年、発達障がいや発達特性といった点への理解が進み、以前であれば見過ごされていた児童・生徒たちへの、適切な支援につながるようになった結果ではないかと捉えています。</p> <p>一方で、支援のニーズも多様化・複雑化していることで、学校現場とりわけ教員個人への負担や家庭への負担増加も指摘されています。</p> <p>本市における特別支援教育に関連して、以下の点について、お伺いします。</p> <p>1. 本市における特別支援学級在籍児童・生徒数及び通級指導利用者数の推移について</p> <p>2. 本市における放課後等デイサービスの利用状況について</p>	

	氏名 澁谷 敏 明	ページ 3 ~ 3
大 項 目	教育行政について	
小 項 目	質 問 の 要 旨	
中学校部活動の地域展開について	<p>国では、少子化や教員の働き方改革などを背景に、学校部活動改革を進めており、当初は「地域移行」として、中学校部活動の運営主体を地域クラブ等へ移行する方針が示されていきました。</p> <p>その後、令和6年12月には、部活動を学校から完全に切り離すのではなく、学校施設の利用や、教員・外部指導者の関与も含めた、地域全体で子どもの活動を支える「地域展開」へと方向性が整理されました。令和8年度からの6年間は「改革実行期間」に位置づけられ、休日の部活動について「地域展開」を進める方針が示されています。</p> <p>今年度より「改革実行期間」に入り、全国各自治体の対応は様々です。そこで、本市における今後の中学校部活動「地域展開」に向けた取組状況について、お伺いします。</p> <p>1. 部活動の地域展開に向けて、地域人材の関わりの現状について</p> <p>2. 「恵庭版運動部活動・地域クラブ活動サポーターバンク」における現時点での登録者数や種目ごとの登録状況について</p> <p>3. 「中学校の新たなスポーツ・文化活動体制整備協議会」における議論・検討状況について</p>	

一 般 質 問 通 告 書

令和8年恵庭市議会第2回定例会において次の一般質問を行なうので、会議規則第62条第2項の規定により通告します。

令和8年6月9日

恵庭市議会議員 小林卓矢

恵庭市議会議長 川原光男様

ページ 3 ~ 1

	一 問 一 答 (有)・無)	質 問 所 要 時 間 (5 0 分)
大 項 目	市内牧場における障がい者事案に係る訴訟及び和解協議について	
小 項 目	質 問 の 要 旨	
和解協議不調に関する市の認識について	<p>本件は、障がいのある方々の人権や尊厳、行政による権利擁護の在り方が問われている重大な事案であります。現在も裁判が継続していることから、司法の判断そのものについて論じるものではありませんが、市民の間では、市がどのような認識のもとで訴訟対応や和解協議に臨んできたのかについて大きな関心が寄せられております。</p> <p>特に、本年公表された和解協議不調に関する市の説明では、「責任」や「謝罪」といった文言をめぐる双方の認識の違いが協議不調の要因であったことが示されております。しかしながら、市民からは、なぜそのような判断に至ったのか、また障がい者福祉行政を担う自治体としてどのような責任認識を持っているのかについて、十分に理解できないとの声も聞かれます。</p> <p>そこで、市が和解協議においてどのような考え方で対応したのか、また本件に対する法的責任、道義的責任及び再発防止に向けた認識について確認するため、以下質問いたします。</p> <p>①市ホームページでは、「市としては、『責任』の部分については裁判で争っている事項であることから、和解案において責任を認めることは困難とするものであったため、双方が合意に達することができず、協議が不調</p>	

※議会申合せ事項第14条（抜粋）

1. 理事者から十分な答弁が得られるようできるだけ具体的に記入して下さい。

2. 通告にない事項の質問は、出来ません。

	氏名 小林卓矢	ページ 3 ~ 2
大項目	一般行政について	
小項目	質問の要旨	
生活道路の整備について	<p>に終わったものであります。」との記載がなされています。</p> <p>この記載は、「原告側はこの点を認めなければ和解には応じないとするものであったため」と、あたかも原告側が当該点に固執したことにより協議が決裂したかのようにも受け取れる表現となっています。このような表現とした理由について伺います。</p> <p>また、報道においては、「責任」及び「謝罪」の文言を和解内容に盛り込むことを市側が受け入れなかったため協議が不調となった旨の報道もなされていますが、市としては、そのような報道は事実と異なるとの認識なのか伺います。</p> <p>②市が法的な「責任」について裁判で争っているとしても、訴訟の早期解決及び原告らの早期救済の観点から、和解において「責任」との表記を行う余地があったのではないかと考えます。</p> <p>「責任」との表記を行うことができないと判断した理由について伺います。また、紛争の早期解決や原告らの早期救済を上回る考慮要素として、執行部においてどのような議論がなされたのか伺います。</p> <p>近年、恵庭市では人口増加や住宅開発が進み、新たな住宅地の形成や既存住宅街への転入も続いております。一方で、市民の皆さんからは、生活道路の傷みや舗装の劣化、歩道の未整備、冬期間の除排雪、安全対策など、日常生活に直結する道路環境の改善を求める声が数多く寄せられています。道路は単なる移動手段ではなく、通勤・通学、買い物、子どもたちの登下校、高齢者の外出など、市民生活を支える重要な社会基盤です。特に住宅街の生活道路については、市民の安全・安心、さらには地域の住みやすさを左右する重要な役割を担っています。</p> <p>また、ラピダス進出をはじめとする周辺地域の大きな環境変化により、</p>	

	氏名 小林卓矢	ページ 3 ~ 3
大項目	一般行政について	
小項目	質問の要旨	
本市の平和に関する取り組みや考え方について	<p>今後は交通量の増加や新たな住宅需要も見込まれています。そのような中で、市民が安心して暮らし続けられるまちづくりを進めるためには、幹線道路だけでなく、身近な生活道路の計画的な整備と維持管理が一層重要になると考えます。</p> <p>そこで、市民から寄せられている要望や地域の実情を踏まえ、生活道路の整備状況と今後の取り組みについて質問いたします。</p> <p>①市は毎年どの程度の道路補修・舗装改修・歩道整備に関する要望を受けているのか。また、そのうち実際に対応できている割合はどの程度なのか伺います。</p> <p>②優先順位の考え方について、道路整備の優先順位はどのような基準で決定しているのか。交通量だけでなく、高齢者施設や学校、公園などの立地状況も考慮しているのか伺います。</p> <p>本年は戦後81年を迎えます。世界では依然として武力紛争が続き、多くの尊い命が失われています。核兵器の脅威も依然として存在し、平和の尊さを次の世代へ継承していくことの重要性はますます高まっています。わが国においても、戦争体験者の高齢化が進むなか、戦争の記憶や平和への願いをどのように次世代へ伝えていくのかが大きな課題となっています。恵庭市はこれまで平和に関する様々な取組を行ってきましたが、平和を守り育てる取組を継続し、市民、とりわけ子どもたちの平和意識の醸成を図ることが重要であると考えます。</p> <p>そこで以下について伺います。</p> <p>①恵庭市として平和行政をどのように位置付けているのか。また、現在取り組んでいる平和事業にはどのようなものがあるのか伺います。</p> <p>②戦後100年を見据え、平和教育や平和事業の長期的な方向性を検討する考えはあるか伺います。</p>	

一 般 質 問 通 告 書

令和8年恵庭市議会第2回定例会において次の一般質問を行なうので、会議規則第62条第2項の規定により通告します。

令和8年6月9日

恵庭市議会議員 太田実保

恵庭市議会議長 川原光男様

ページ 2～ 1

	一 問 一 答 (有)・無)	質 問 所 要 時 間 (5 0 分)
大 項 目	安全・安心な学校施設と子どもたちの居場所づくりについて	
小 項 目	質 問 の 要 旨	
学校施設の計画的整備について	<p>子どもたちが日々大半の時間を過ごす学校は、単に知識を学ぶ場であるだけでなく、心身ともに健やかに成長するための基盤であり、何よりも安全・安心な居場所でなければなりません。</p> <p>現在、本市の学校施設においては、経年劣化による老朽化への対応や、現代の教育環境に即したアップデートが大きな課題となっており、児童生徒の健康や日常の尊厳に直結するトイレ環境の整備についても、子どもたちの目線に立った迅速な改善が強く求められるところです。</p> <p>また、学校開放では、体育館を多くの地域の人が使用し、災害時は、地域住民の避難所としての機能も併せ持つことから、防災力の向上という観点からも、計画的な学校施設整備は重要であると考えます。</p> <p>そこで以下の点についてお伺いいたします。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 本市における学校施設の整備方針について2. 学校トイレの現状と今後の改修目標・スケジュールについて	

※議会申合せ事項第14条（抜粋）

1. 理事者から十分な答弁が得られるようできるだけ具体的に記入して下さい。
2. 通告にない事項の質問は、出来ません。

	氏名 太田実保	ページ 2 ~ 2
大項目	安全・安心な学校施設と子どもたちの居場所づくりについて	
小項目	質問の要旨	
児童生徒の多様な居場所の確保と支援について	<p>学校環境に馴染めず、不登校などにより学校外に居場所を求める児童生徒は少なくありません。ひとりひとりに寄り添った多様な選択肢を保障するためには、民間フリースクールなどが果たす役割や必要性を理解し、支援を充実させていくことも必要であると考えます。</p> <p>また、居場所や相談先を必要としているのは、義務教育期間中の児童生徒に留まりません。中学校を卒業した後の高校生世代など、義務教育後の若者たちが進路の悩みや環境の変化に直面した際、社会的孤立に陥ることなく、安心して立ち寄り、将来の不安を相談できる場を地域の中に確保していくことも極めて重要な課題です。</p> <p>そこで以下の点についてお伺いいたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. フリースクールの現状と課題について 2. 義務教育後における子どもの居場所の確保および相談体制の現状と、今後の支援のあり方について 	